

鹿追町簡易水道事業経営戦略

(計画期間：令和2年度～令和11年度)

令和3年3月
鹿追町建設水道課

鹿追町 簡易水道事業 経営戦略

団 体 名 : 鹿追町

事 業 名 : 鹿追町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 41 年 9 月 1 日	計画給水人口	4,400 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用 (令和6年度公営企業法適用予定)	現在給水人口	3,936 人
		有収水量密度	0.084 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水、 <input type="checkbox"/> ダム、 <input type="checkbox"/> 伏流水、 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水、 <input type="checkbox"/> 受水、 <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	124 km
	配水池設置数	7		
施 設 能 力	3,747 m ³ /日	施 設 利 用 率	55.4 %	

③ 料金

料金体系の 概要・考え方	区 分	基本水量	基本料金	超過料金 1m ³ 増すごと	
	家 庭 用	8m ³	1,210円		146円
	団 体 用	20m ³	3,300円		110円
	営 業 用	20m ³	3,300円		110円
	臨 時 用	1m ³			165円
	農 業 用	8m ³	1,210円	9~20m ³ 21~80m ³ 80m ³ 超え	102円 97円 73円
	営業用(ホテル) 然別湖畔地区	100m ³	16,500円		132円
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 16 年 4 月 1 日				

④ 組織

水道事業管理者を町長とし、建設水道課上下水道係にて簡易水道事業の経営を行っております。人員については令和2年度当初において管理職(係長兼務)1名、主査1名、主事1名、会計年度任用職員1名の計4名体制でしたが、退職等により令和3年1月には管理職(係長兼務)1名、主事2名の計3名となりました。



(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成31年1月にこれまでの3簡易水道事業を統合し、「鹿追町簡易水道事業」として事業を一本化しました。

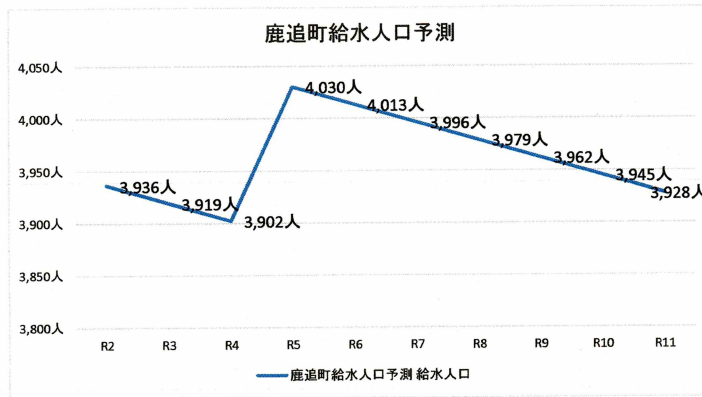
(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

別添の通りとなります。

2. 将来の事業環境

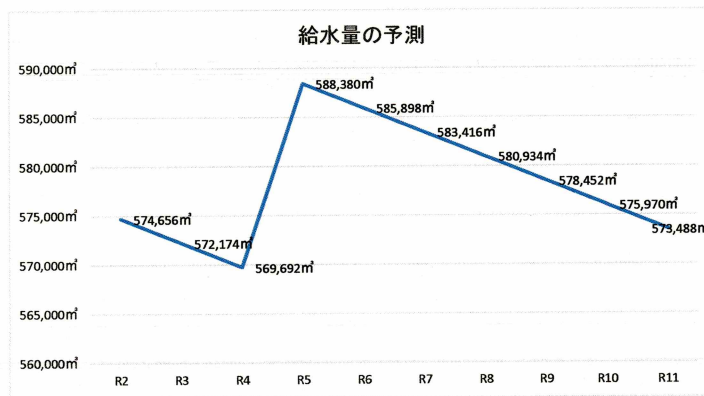
(1) 給水人口の予測

鹿追町簡易水道事業の給水人口は年々減少傾向にあります。しかし、現在東瓜幕地区において、水道未普及解消事業による区域拡張工事を行っており、令和5年度から給水開始予定のため、給水人口は一時の増加は見込めますが、その後は年々減少する見込みとなっています。人口減少率は過去10年間の給水人口減少率より予測し、下記のグラフの通りとなります。



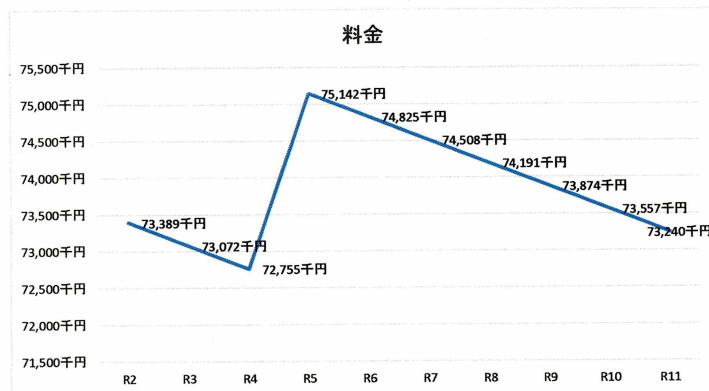
(2) 水需要の予測

水需要の予測については、一人一日当たり給水量をもとに、一日平均使用水量を算出し、年間給水量を算出しております。東瓜幕地区の区域拡張により、一時は増加は見込めますがその後は人口の低下とともに減少する見込みであります。



(3) 料金収入の見通し

料金収入の見込みについても水需要の予測と同じ見込みであります。



(4) 施設の見通し

高台地区は昭和42年に、市街地区においては昭和47年に給水を開始しており、経年劣化による施設の老朽化が著しく、更新の時期を迎える施設が多くなっておりま
す。
また、然別湖畔地区においては、令和2年度から3年度において浄水場の新築及び電気設備の更新を行うため、更新工事終了後しばらくは高額な更新の費用が掛から
ない見込みであります。
今後は、市街地区及び高台地区において更新が必要となってくるので、機械設備・管路施設の状況を把握し計画的に更新を行っていきます。

(5) 組織の見通し

現在、特別会計にて経営を行っておりますが、令和6年度に公営企業会計適用予定であります。
職員につきましては、技術の継承等を行い、これ以上の人員削減とならないように維持しつつ、安全で安心な水道水の供給に努めます。

3. 経営の基本方針

本町の水道事業は市街地区、高台地区、然別湖畔地区において安心・安全な水道を供給しております。
今後も下記の通り、安心・安全な水道の供給に努めます。

- ①良質な水質の水の供給を推進します。
- ②水施設の更新、老朽管の更新は地震に対する安全性の向上、漏水防止の促進に有効な施策であり積極的に推進します。
- ③中央監視システムによる施設の適切な維持管理を行い、有収率の向上をめざすとともに水道利用者とのコミュニケーションの充実に努め、水道施設に対する理解と協力を求めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	安心・安全な水道水を供給するため、適切に水道施設等の更新を行います。
-----	------------------------------------

市街地区及び高台地区において、給水開始から年数が経ち耐用年数を迎える施設・管路が多くなりつつあります。今後施設の更新や耐震度の高い管路への入替など計画的に更新していく必要があります。
然別湖畔地区においては、平成28年度の台風被害により既設浄水処理施設では処理不能となり、仮設で膜ろ過施設を導入し水道水の供給を行っていましたが令和元年度に浄水場新設の実施設計を行い、令和2年度に浄水場上屋の建設を行いました。また、令和3年度には取水ポンプ及び電気ケーブルの更新を行う予定であります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	一般会計からの繰入に依存している状況であります。今後は少しでも繰入を減らすために料金改定の検討を行います。
-----	---

本町の水道料金は、消費税率改定以外での料金改定は平成16年度に行ったのが最後であります。使用料が比較的安いいため、使用料収入の他に一般会計からの繰入に依存している状況であります。そのため、改めて現状の課題等を把握し、適正な料金体系への改定が必要な時期が迫ってきています。
企業債については、然別湖畔地区工事(R3まで)及び東瓜幕地区区域拡張工事(R4まで)・公営企業会計適用債(R5まで)の借入を見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

日常的に維持管理していくうえで必要な経費はこれまでとほぼ同様に見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	近隣町との距離があるため現状は未検討としています。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	未検討としています。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	今後検討します。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	今後検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後検討します。
そ の 他 の 取 組	なし。

② 財源についての検討状況等

料 金	消費税率改定以外での料金改定は平成16年度より行っていないため、現在の経営状況等を鑑み適正な料金への改定を検討していきます。
企 業 債	然別湖畔地区改修工事や東瓜幕地区区域拡張など大きな事業により企業債の借入が大きくなります。また、公営企業適用へ向けた起債も発行予定であります。
繰 入 金	現在は一般会計繰入金からの繰入に依存している状況となっているため、料金の改定や維持管理の効率化などにより一般会計からの繰入の抑制に努めます。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	なし。
そ の 他 の 取 組	なし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度進捗状況を確認し、5年ごとに見直しを行いPDCAサイクルにより評価・検証します。
-------------------------	---

経営比較分析表 (令和元年度決算)

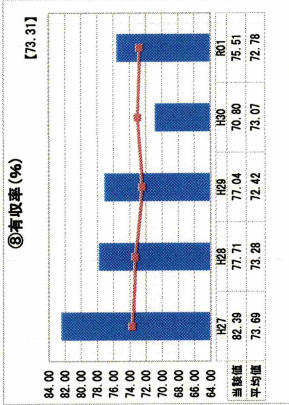
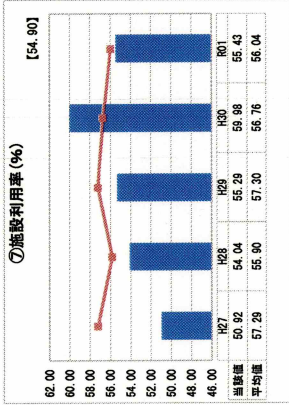
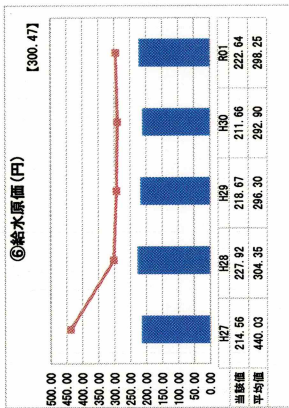
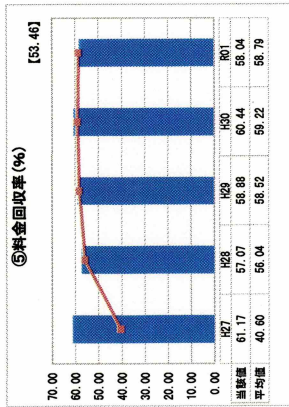
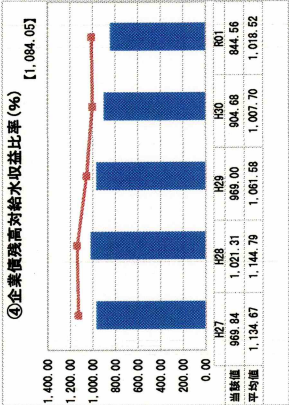
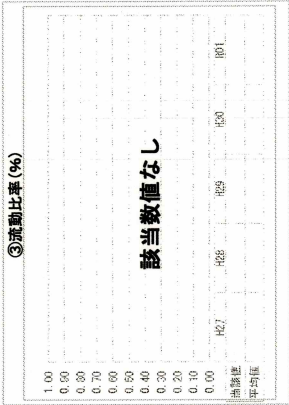
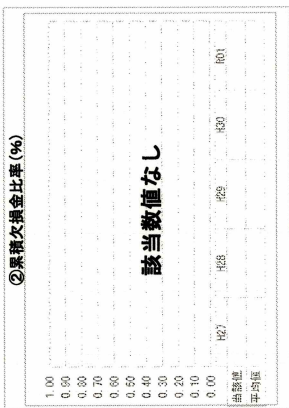
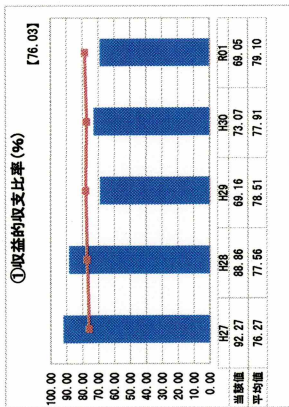
北海道 鹿追町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置	5,331	402.88	13.23
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)		現在給水人口 (人)	給水区域面積 (km ²)	給水人口密度 (人/km ²)
-	該当数値なし	74.62	2,982		3,936	68.13	57.77

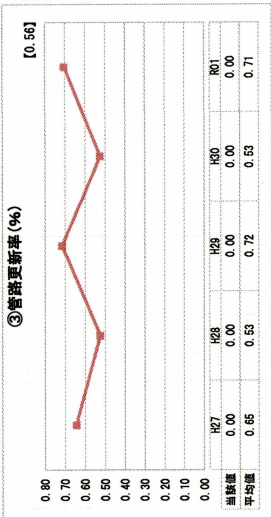
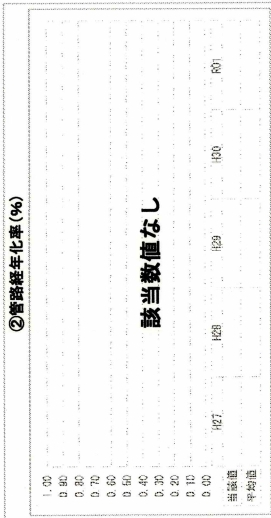
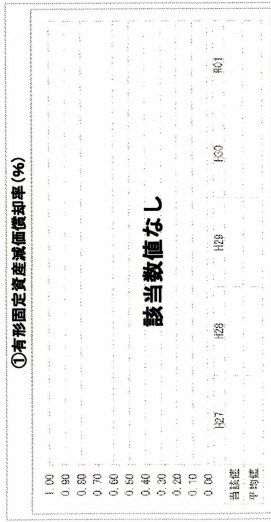
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 ①100%に到達しておらず、一般会計からの繰入に依存している状況である。
 ②平成28・29年度に地方債の借入を行っており、令和元年度から地方債の借入を予定しているため、上昇する予定である。
 ③類似団体平均値と同程度ではあるが、水道が100%に達しておらず、一般会計からの繰入に依存している状況である。
 ④市街地区・高台地区については、水質が良質で、塩素濃度のみのため類似団体平均値を下回っているが、収益的収支比率・料金回収率が低い。料金改定を検討していきたい。
 ⑤有収率が低下傾向にあるため、現状維持に努める。料金回収率の向上を図る。
 今後の人口減少社会突入により、収入が下がることとが予想されるので、料金改定等を行い、適正な収支比率を目指していくことが必要であると考え。

2. 老朽化の状況について
 ③管経の更新を行っておらず、今後経年劣化による漏水等による事故や有収率の低下を防ぐために、計画的な更新が必要である。

全体総括
 当町水道事業の経営は収益的収支比率・料金回収率が100%には届いていない。また、有収率も高くはなく漏水が目立っている。今後管経の更新を行っていく必要がある。その場合多額の更新費用がかかると思われるため、近いうち料金改定等による収入の増加による収支バランスのとれた経営を目指す必要がある。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収支再差引	(E)+(I)	△ 1,260	996										
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	3,466	2,206	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	2,206	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	(P)	2,206	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202
(N)-(O)	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(G)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	73	67	66	58	57	57	56	57	57	59	61	64
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	74,448	74,222	75,852	73,124	72,807	75,194	74,877	74,560	74,243	73,926	73,609	73,292
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債借入金残高	(X)	672,177	626,432	704,103	782,543	744,673	674,940	598,949	525,687	453,134	387,177	326,052	271,399
〇他会計繰入金	(Y)												

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収益的収支分		7,401	6,682	6,004	5,597	4,451	3,667	2,873	2,198	1,693	1,218	1,202	764
うち基準内繰入金		7,401	6,682	6,004	5,597	4,451	3,667	2,873	2,198	1,693	1,218	1,202	764
うち基準外繰入金													
資本的収支分		46,357	45,477	46,537	50,673	60,611	60,196	66,387	63,500	62,804	56,250	51,919	45,526
うち基準内繰入金		27,322	30,622	31,365	35,380	36,435	37,317	37,996	36,631	36,277	32,979	30,563	27,327
うち基準外繰入金		19,035	14,855	15,172	15,293	24,176	22,879	28,391	26,869	26,527	23,271	21,356	18,199
合計		53,758	52,159	52,541	56,270	65,082	63,882	69,259	65,698	64,497	57,468	53,121	46,290

(※)平成27年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たったの留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。